

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令案について

令和 6 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

地域再生法に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める省令について、同法の改正により、対象施設の拡充が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

対象施設について、これまで対象としてきた認定事業者の事務所、研究所及び研修所に加え、併せて整備する保育所等も対象とする。

3. 施行期日

地域再生法の一部を改正する法律の施行日と同日